

保総第 286 号
令和5年4月3日

訪問看護ステーション 代表者 殿

沖縄県保健医療部
保健医療総務課長
(公印省略)

令和5年度「離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業」に係る
交付申請書の提出について

本県では、看護職員確保及び看護職員の資質向上を図ることを目的とし、令和5年度予算の範囲内で、沖縄県地域医療介護総合確保基金を活用して標記の事業を実施します。

については、補助金の活用を希望する訪問看護ステーションは、当課ホームページをご確認の上、下記のとおり、交付申請書の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類：

- (1) 様式1 令和5年度沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付申請について
- (2) 別紙1 令和5年度沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金所要額調書
- (3) 別紙2 歳入歳出予算（見込書）抄本
- (4) 別紙3 対象経費の支出予定額内訳書
- (5) 別紙4 事業計画書
- (6) 様式5 交付決定前着手届
- (7) その他必要な添付書類
*その他：担当者登録票

2 提出期日： **令和5年7月28日（金）※必着**

- 3 提出先： 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県保健医療部保健医療総務課 看護班（担当；久場あて）
データ送付先： aa023001@pref.okinawa.lg.jp

4 要綱、提出様式等の入手方法について

- (1) 当課ホームページからダウンロードする場合
沖縄県保健医療総務課HPから「沖縄県看護職員確保対策事業」をご覧ください。
- (2) メールでの様式送付を希望する場合
担当までメールにて様式請求のこと（届いたアドレス宛てに様式添付し返信します）。

< 担当 >

保健医療総務課 看護班 久場
TEL:098-866-2169/FAX:098-866-2638
メール：aa023001@pref.okinawa.lg.jp

離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業について

【事業の目的】

訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地にある訪問看護事業所において、訪問看護師の育成支援を実施することにより、訪問看護師の確保及び定着を図り、質の高い専門的な訪問看護（小児及び精神科訪問看護、感染症対策等）を提供できる体制を整備する。

【補助対象事業者】

県内の訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地にある訪問看護事業所とする。

（注1）「訪問看護サービスの提供体制が十分でない離島及びへき地」とは、下記により規定されているいずれかの地域とする

- ・離島市町村
- ・訪問看護事業所の地域偏在のある地域（訪問看護事業所が1か所のみ町の町村、小児等の専門的な対応が可能な訪問看護事業所が少ない地域、又は、地理的条件等により訪問看護業務にかかる移動が非効率な地域など）

○対象地域：北部圏域市町村、中部圏域（金武町、宜野座村）、南部圏域離島町村、宮古圏域市村、八重山圏域市町

【事業内容】

訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費（報償費、旅費）について、訪問看護師等の育成支援を行う訪問看護事業所に対し補助を行う。（※訪問看護師の研修計画等を作成する事業所に限る。）

【対象経費等】

対象経費	基準額	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修受講のための旅費 ・外部講師（研修及び同行訪問等）への報償費及び旅費 	(1) 本島内事業所 1施設あたり150千円 (2) 離島事業所 1施設あたり300千円	1/2

【申請に係る必要書類】

- (1) 様式1 令和5年度沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付申請について
- (2) 別紙1 令和5年度沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金所要額調書
- (3) 別紙2 歳入歳出予算（見込書）抄本
- (4) 別紙3 対象経費の支出予定額内訳書
- (5) 別紙4 事業計画書
- (6) 様式5 交付決定前着手届
- (7) その他必要な添付書類

【参考：補助金交付の流れ】

